



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年10月16日金曜日 第149号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 落札者等の告示..... (原子力安全対策課) ... 843
- 鳥獣保護区の存続期間の更新..... (自然保護課) ... 843
- 特別保護地区の指定..... () ... 845
- 特定猟具使用禁止区域の指定..... () ... 846
- 農用地利用配分計画の認可..... (農政課農地・担い手対策室) ... 846
- 保安林予定森林にする旨の通知..... (森林整備課) ... 846
- 保安林の指定の解除 (3件) () ... 847
- 漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... (水産課) ... 847
- 公共測量の実施の通知 (2件) (道路維持課) ... 847
- 土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧..... (東予地方局農村整備課) ... 847
- 建設業者の許可の取消し (2件) (東予地方局管理課、中予地方局管理課) ... 847
- 開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 848
- 道路の区域変更 (県道蔭淵下波線) (南予地方局管理課) ... 848
- 道路の供用開始 () () ... 848
- 道路の区域変更 (県道柳沢新谷停車場線) (南予地方局大洲土木事務所) ... 849
- 道路の区域変更 (県道肱川公園線) () ... 849
- 道路の供用開始 () () ... 849
- 道路の供用開始 (県道申内子線) () ... 849

人事委員会規則

- 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) ... 850

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1104号

次のとおり落札者を決定した。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	入札公告日
令和2年度サーバイメータ及びデジタル式警報線量計保守点検業務一式	愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和2年10月6日	株式会社千代田テクノロ 大阪営業所 大阪府吹田市江坂町2丁目1番43号	66,000,000円	令和2年8月25日

○愛媛県告示第1105号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中村時広

名 称	区 域	存続期間	保護に関する指針
下伊台道 後山鳥獣 保護区	松山市石手二丁目の石手寺 前の国道317号と県道六軒家 石手線との交点を起点とし、 ここから同県道を北西に進 み、市道道後41号線との交点 に至り、ここから同市道を北 西に進み、県道六軒家石手線	令和2年 11月1日 から令和 2年10月 31日まで	当該区域は、宅 地、果樹園及び人工 林が広い範囲を占め ているものの、希少 種を含む多様な鳥獣 が生息していること から、鳥獣保護区に

	<p>に出る。ここから同県道を北西に進み、市道道後88号線との交点に至り、ここから同市道を北東ないし南西に進み、市道道後145号線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、市道道後90号線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、市道道後87号線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、県道松山北条線に出る。ここから同県道を北西に進み、市道道後97号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北に進み、市道道後98号線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、県道松山北条線に出て、同県道をほぼ北東ないし東に進み、県道松山東部環状線との交点に至り、ここから同県道を南東に進み、市道湯山36号線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南西に進み、国道317号に出て、同国道を南西ないし西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>		<p>指定し、当該地区に生息する鳥獣の保護を図る。</p> <p>一方で、鳥獣による農作物への被害も多数発生している現状をふまえ、有害鳥獣捕獲により被害を及ぼす鳥獣の生息数を調整するとともに、同地区に生息する他の鳥獣に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。</p>		<p>点に至り、ここから同市道を南東に進み、市道（野）大重長谷線との交点に至り、ここから同市道を東ないし北に進み、県道野村柳谷線に出る。ここから同県道をほぼ南東ないし南西に進み、県道肱川公園線との交点に至る。ここから同県道をほぼ北に進み、市道（野）堂野窪線との交点に至り、ここから同市道をほぼ東に進み、松尾橋を経て、同橋東端に至る。ここから同市道を南東に進み、市道（野）河成堂野窪線に出て、同市道を南西に進み、市道（野）赤木線との交点に至り、ここから同市道を南ないし東に進み、市道（野）赤木佐須線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南東に進み、市道（野）佐須線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、同市野村町と同市城川町との境界に至る。ここから同境界をほぼ南に進み、新辰の口橋を経て、更に同境界をほぼ南西に進み、市道（野）大領地線に出て、同市道を北に進み、市道（野）坂石大領地線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北西に進み、市道（野）坂石線との交点に至る。ここから同市道を北ないし南西に進み、市道（野）坂石関平線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、市道（野）中山線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南西に進み、市道（野）植木中山線との交点に至る。ここから同市道をほぼ西ないし南に進み、市道（野）植木成穂線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北西に進み、市道（野）釜川阿下線との交点に至る。ここから同市道をほぼ北西に進み、白王橋南端に至り、ここから同橋を北西に進み、同橋北端で県道宇和野村線に出て、同県道をほぼ東に進み、市道（野）鎌田線との交点に至り、ここか</p>	
<p>鹿野川ダム周辺鳥獣保護区</p>	<p>大洲市肱川町山鳥坂の鹿野川大橋東端を起点とし、ここから県道肱川公園線を東に進み、県道小田河辺大洲線との交点に至り、ここから同県道を北東ないし南東に進み、市道ダム河辺橋線との交点に至る。ここから同市道を南東ないし北西に進み、市道公園清水橋線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南東に進み、県道肱川公園線に出て、同県道をほぼ南東に進み、市道康申堂藤野原線との交点に至る。ここから同市道を南ないし西に進み、市道藤野原汗嵐線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、同市と西予市野村町との境界で市道（野）汗嵐藤之原線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、市道（野）汗嵐長谷線との交点に至る。ここから同市道をほぼ東に進み、市道（野）長谷線との交</p>	<p>同 上</p>	<p>当該区域は、鹿野川湖のほかは丘陵地が多く植生も多様であり、鳥類の生息に適していることから、鳥獣保護区に指定し当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。</p> <p>また、定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。</p>			

ら同市道をほぼ北東に進み、市道（野）中通川西線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南東ないし北東に進み、野村町鎌田地区のシモダバで山林と耕地との境界に至り、ここから同境界をほぼ東ないし北東に進み、同市道に出る。ここから同市道をほぼ東ないし北に進み、同町川平地区の観音平で同地区の突合に通じる谷との交点に至り、ここから同谷を北東に進み、同地区の突合から市道（野）栗木川平線に通じる山道に出て、同山道を西に進み、同市道に出て、同市道を西ないし北東に約170メートル進み、市道（野）中通川西線に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を北東ないし北西に進み、同市道に出る。ここから同市道を北に進み、同地区と同町本村地区との境界の稜線^{りょうせん}で山林と耕地との境界に至り、ここから同境界を北ないしほぼ南西に進み、同町栗木地区と同町西地区との境界に至り、ここから同境界をほぼ南西に進み、同市道に出て、同市道をほぼ北西に進み、市道（野）西脇川線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、同市と大洲市との境界で市道大平森線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北西ないし西に進み、大豊橋南端に至る。ここから同橋を北東に進み、同橋北端で県道蔵川大谷線に出て、同県道を東に進み、市道久下大屋敷線との交点に至る。ここから同市道をほぼ北東に進み、農道二本松線との交点に至り、ここから同農道を北東ないし北西に進み、農道ジヤマ線との交点に至り、ここから同農道を北西に進み、農道オモダ線との交点に至り、ここから同農道をほぼ西ないし北東に進み、市道久下オクノタ線に出る。ここから同市道を北東ないし南東に

進み、国道197号に出る。ここから同国道をほぼ北西に進み、鹿野川大橋西端に至り、ここから同橋を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域

鹿島鳥獣保護区	南宇和郡愛南町鹿島の全域	同 上	当該区域は、亜熱帯の林相をした樹林地として、この地方を代表する照葉樹20余種が繁茂しており、野生鳥獣の良好な生息環境となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する野生鳥獣の生息環境を保全する。 また、定期的な巡視を実施し、静穏な環境の保持を図り、野生鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
---------	--------------	-----	--

○愛媛県告示第1106号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり特別保護地区を指定する。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	区 域	存続期間	保護に関する指針
鹿野川ダム周辺鳥獣特別保護地区	大洲市脇川町山鳥坂の鹿野川ダム貯水池の常時満水位の貯水線に囲まれた区域のうち、同市脇川町大谷の大谷橋、西予市野村町坂石の船戸橋、黒瀬橋及び宇和川橋より下流の区域	令和2年11月1日から令和12年10月31日まで	鹿野川ダム周辺鳥獣保護区のうち、鹿野川ダム貯水池の特に良好な生息環境となっている区域について、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。 また、定期的な巡視を実施し、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
鹿島鳥獣保護区特	鹿島鳥獣保護区全域（南宇和郡愛南町鹿島の全域）	同 上	当該区域に生息する野生鳥獣の生息環

別保護地区	境を保全する。 また、定期的な監視を実施し、静穏な環境の保持を図り、野生鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
-------	--

○愛媛県告示第1107号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中村時広

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
下鳥山・大谷特定猟具使用禁止区域	西条市下鳥山の市道玉津4号線の下鳥山橋北端を起点とし、ここから同市道を北に進み、市道玉津大谷東線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、国道11号を横断し、市道八幡原下鳥山線に至り、ここから同市道を東に進み、市道大谷東線との交点に至る。ここから同市道をほぼ東に進み、東大谷川に出て、同川右岸を上流に進み、同市と新居浜市との境界に至る。ここから同境界を南に進み、渦井川左岸堤防に出て、同堤防を北西に進み、鶯橋南端で市道下鳥山所敷線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、市道玉津4号線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、下鳥山橋南端に至る。ここから同橋を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	令和2年11月1日から令和12年10月31日まで	銃器
東蓮寺ダム特定猟具使用禁止区域	宇和島市吉田町沖村の東蓮寺ダムの常時満水位の貯水線	同上	銃器

○愛媛県告示第1108号

令和2年9月24日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在及び地番	面積 (㎡)
青井秀典	愛媛県松山市	愛媛県松山市門田町705番3ほか6筆	6,332
青井雅裕	愛媛県松山市	愛媛県松山市由良町1097番ほか5筆	4,364
池本盛重	愛媛県松山市	愛媛県松山市由良町乙10番1ほか6筆	9,463
池本雄吉	愛媛県松山市	愛媛県松山市由良町乙186番6ほか3筆	9,597
石本和也	愛媛県松山市	愛媛県松山市由良町1093番ほか5筆	4,210
石本勝教	愛媛県松山市	愛媛県松山市由良町乙184番2ほか2筆	4,406
小林徹雄	愛媛県松山市	愛媛県松山市由良町1094番ほか7筆	7,174
坂本和久	愛媛県松山市	愛媛県松山市門田町652番1ほか11筆	5,001
林諭	愛媛県松山市	愛媛県松山市由良町1091番ほか3筆	2,179
山内明	愛媛県松山市	愛媛県松山市由良町乙20番1ほか4筆	10,756
山内耕太郎	愛媛県松山市	愛媛県松山市由良町乙183番2ほか8筆	13,627
山岡篤	愛媛県松山市	愛媛県松山市門田町718番2ほか11筆	13,020
山岡欣也	愛媛県松山市	愛媛県松山市門田町丙119番2ほか1筆	8,616
山西智	愛媛県松山市	愛媛県松山市門田町653番1ほか2筆	2,181
山本剛	愛媛県松山市	愛媛県松山市門田町625番ほか4筆	3,908

2 認可年月日

令和2年10月7日

○愛媛県告示第1109号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

伊予市双海町上灘字明神戊99の20、戊99の25から戊99の29まで、戊99の64、戊99の68、戊99の71、戊99の74、戊99の75、戊99の78、戊99の79、戊99の83

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字明神戊99の20・戊99の64・戊99の68・戊99の71・戊99の83（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び伊予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1110号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所
今治市玉川町木地字子シ畑辛23の8
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1111号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所
今治市玉川町木地字子シ畑辛24の6（次の図に示す部分に限る。）、辛24の7
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は省略し、その図面は愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1112号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所
今治市玉川町木地字子シ畑辛24の6（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は省略し、その図面は愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1113号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項

○愛媛県告示第1117号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和2年10月16日から29日まで

○愛媛県告示第1114号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 令和2年10月5日から
令和3年1月15日まで
- 3 作業地域 愛媛県宇和島市北部・西部・南部
愛媛県南宇和郡愛南町北部

○愛媛県告示第1115号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和2年9月10日から
12月25日まで
- 3 作業地域 愛媛県今治市大西町

○愛媛県告示第1116号

西条市港新地土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年10月16日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
(1) 西条市港新地土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
(2) 西条市港新地土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
令和2年10月21日から11月18日まで
- 3 縦覧場所
西条市役所本庁

令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般-27)第9045号	平成28年2月25日	(株)村上工業所	村上 欣央	新居浜市黒島1-5-57	令和2年8月11日	管工事業 鋼構造物工事業 機械器具設置工事業	建設業の廃業
(般-27)第14603号	平成27年8月28日	(有)バル住建	真木 文雄	西条市西泉乙88	令和2年8月27日	建築工事業	建設業の廃業
(般-27)第15826号	平成27年10月12日	藤坂建設	藤坂 信隆	今治市大西町山之内甲1234	令和2年8月27日	建築工事業	建設業の廃業
(般-29)第2130号	平成29年12月4日	(株)高橋産業	高橋 岩雄	四国中央市寒川町3938	令和2年8月31日	造園工事業	建設業の廃業(一部)
(般-27)第5816号	平成27年11月21日	(有)三和興産	渡部 伸哉	今治市菊間町種4555-1	令和2年8月31日	管工事業	建設業の廃業(一部)

○愛媛県告示第1118号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般-29)第15005号	平成29年5月13日	伸和環境(株)	篠原 環	松山市勝岡町234	令和2年9月8日	土木工事業、電気工事業 管工事業 機械器具設置工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-27)第10973号	平成27年9月20日	(有)甲冷社	上甲 正志	松山市南斎院町70-8	令和2年9月17日	管工事業	建設業の廃止
(般-31)第18269号	平成31年4月22日	二宮建設(株)	二宮 健	松山市堀江町甲2076-2	令和2年9月30日	石工事業、鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第1119号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年10月16日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
2中局建(開)第24号 令和2年10月7日	伊予郡松前町大字昌農内字在長530番4	伊予郡松前町大字昌農内484番地3 東 豊 一 東 桂 子

○愛媛県告示第1120号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	蔦淵下波線	宇和島市蔦淵1383番2地先から 同市蔦淵1381番地先まで	旧	メートル 2.8~ 3.0	キロメートル 0.020	
		宇和島市蔦淵1383番2地先から 同市蔦淵1381番地先まで	新	6.2~ 6.3	0.020	

○愛媛県告示第1121号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のよう開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	蔭淵下波線	宇和島市蔭淵1383番2地先から 同市蔭淵1381番地先まで	令和2年10月16日

○愛媛県告示第1122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	柳沢新谷停車場線	大洲市柳沢乙1493番2	旧	メートル 6.8～ 8.3	キロメートル 0.015	
			新	7.3～10.6	0.015	

○愛媛県告示第1123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂448番12	旧	メートル 5.0～ 6.0	キロメートル 0.030	
			新	5.2～ 8.4	0.030	

○愛媛県告示第1124号

道道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂448番12	令和2年10月16日

○愛媛県告示第1125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	串内子線	大洲市田処乙1620番3から 同市田処甲2番5まで	令和2年10月16日

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7—1233

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年10月16日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7—479）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（基本手当に相当する退職手当の支給調整）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者（以下「受給資格者」という。）が待期日数の期間内に職業に就き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合においては、その離職の日の翌日から起算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。</p> <p>(1) 雇用保険法の規定による基本手当、<u>高年齢求職者給付金又は特例一時金</u></p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(4) <u>条例第10条第6項又は第7項の規定による退職手当（以下「特例一時金に相当する退職手当」という。）</u></p> <p>3・4 省略</p> <p>（基本手当に相当する退職手当の支給手続）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>条例第10条第1項の規定による退職手当の受給資格者は、待期日数の経過した後速やかに管轄公共職業安定所に出頭し、受給資格証を提示して、待期日数の間における失業の認定を受けるものとする。</u></p> <p>5 省略</p> <p>6 任命権者は、基本手当に相当する退職手当の支給の請求を受けた場合には、受給資格者が、雇用保険法第19条及び第32条から第34条までの規定に準じて<u>支給の制限</u>を行うべき事実の有無を確認の上、前回の支給期日以降当該支給期間の前日までの期間についての基本手当に相当する退職手当を支給しなければならない。</p> <p>7～12 省略</p> <p>第15条の2 省略</p> <p><u>（特例一時金に相当する退職手当の支給手続等）</u></p> <p>第15条の3 <u>特例一時金に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者（以下「特例受給資格者」という。）は、任命権者から失業者の退職手当特例受給資格証（様式第15号の5。以下「特例受給資格証」という。）の交付を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 特例受給資格者は、前項に規定する特例受給資格証の交付を受けようとするときは、失業者の退職手当特例受給資格証交付請求</u></p>	<p>（基本手当に相当する退職手当の支給調整）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者（以下「受給資格者」という。）が待期日数の期間内に職業に就き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合においては、その離職の日の翌日から起算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。</p> <p>(1) 雇用保険法の規定による基本手当又は高年齢求職者給付金</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>3・4 省略</p> <p>（基本手当に相当する退職手当の支給手続）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 基本手当に相当する退職手当の受給資格者は、待期日数の経過した後速やかに管轄公共職業安定所に出頭し、受給資格証を提示して、待期日数の間における失業の認定を受けるものとする。</p> <p>5 省略</p> <p>6 任命権者は、基本手当に相当する退職手当の支給の請求を受けた場合には、受給資格者が、雇用保険法第32条から第34条までの規定に準じて給付制限を行うべき事実の有無を確認のうえ、前回の支給期日以降当該支給期間の前日までの期間についての基本手当に相当する退職手当を支給しなければならない。</p> <p>7～12 省略</p> <p>第15条の2 省略</p>

書（様式第15号の6）に特例受給資格者の退職前6月の賃金表を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。

3 第6条第2項並びに第12条第3項、第4項及び第6項の規定は、特例一時金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定（第6条第2項第1号及び第2号の規定を除く。）中「基本手当」とあるのは「特例一時金」と、「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「受給資格証」とあるのは「特例受給資格証」と読み替えるものとする。

4 特例一時金に相当する退職手当で条例第10条第6項の規定によるものは、当該特例受給資格者が前項において準用する第12条第3項の規定による求職の申込みをした日から起算して、雇用保険法第33条に規定する期間及び待期日数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

5 特例受給資格者が特例一時金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第10条第7項の規定による退職手当の特例受給資格者にあつては第3項において準用する第12条第3項の規定による求職の申込みをした後、条例第10条第6項の規定による退職手当の特例受給資格者にあつては第3項において準用する第12条第4項の規定による失業の認定を受けた後において、支給期日に管轄公共職業安定所に出頭し、特例受給資格証を提示した上で職業の紹介を求めるとともに、特例一時金に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の7）に管轄公共職業安定所長の証明を受けて、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。

6 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に特例受給資格者となつた場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第10条第6項の規定による退職手当に係る場合にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に特例一時金に相当する退職手当を支給する。

（就業促進手当に相当する退職手当等の支給手続）

第16条 受給資格者又は条例第10条第11項に規定する者は、同条第10項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当のうち、雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の8）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4第1項に規定する就業促進定着手当を除く。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の9）に、同省令第83条の4第1項に規定する就業促進定着手当に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の10）に、同法第56条の3第1項第2号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第16号）に、条例第10条第10項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第17号）に、同項第6号に掲げる求職活動支援費に相当する退職手当のうち同法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職

（就業促進手当に相当する退職手当等の支給手続）

第16条 受給資格者は、条例第10条第10項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当のうち、雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の5）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4第1項に規定する就業促進定着手当を除く。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の6）に、同省令第83条の4第1項に規定する就業促進定着手当に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の7）に、同法第56条の3第1項第2号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第16号）に、条例第10条第10項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第17号）に、同項第6号に掲げる求職活動支援費に相当する退職手当のうち同法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職

手当支給申請書（様式第18号）に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（様式第18号の2）に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（様式第18号の3）にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添付しないことができる。

- 2 任命権者は、前項に規定する就業手当に相当する退職手当支給申請書、再就職手当に相当する退職手当支給申請書、就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書、常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書、移転費に相当する退職手当支給申請書、求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書、求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書及び求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書の提出を受けたときは、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に必要な事項を記入した上、返付しなければならない。

第18条 省略

（特例受給資格者の氏名等の変更の届出及び特例受給資格証の再交付）

第18条の2 第16条の2の規定は特例受給資格者の氏名等の変更の届出について、第17条の規定は特例受給資格証の再交付について準用する。この場合において、これらの規定中「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「受給資格証」とあるのは「特例受給資格証」と、同条中「失業者の退職手当受給資格証再交付申請書（様式第19号）」とあるのは、「失業者の退職手当特例受給資格証再交付申請書（様式第20号の2）」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 省略

（経過措置）

- 2 省略

（特定退職者に関する暫定措置）

- 3 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則附則第1条の4に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第4条第1項及び第16条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4の規定により読み替えられた同省令第36条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」と、第16条第1項中「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）」とあるのは「雇用保険法施行規則」とする。

様式第7号（第12条—第14条、第15条—第18条の2関係） 省略

様式第9号（第12条、第15条の2、第15条の3関係） 省略

様式第15号の8 省略

様式第15号の9 省略

様式第15号の10 省略

手当支給申請書（様式第18号）に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（様式第18号の2）に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（様式第18号の3）にそれぞれ受給資格証又は高年齢受給資格証を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証又は高年齢受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、受給資格証又は高年齢受給資格証を添付しないことができる。

- 2 任命権者は、前項に規定する就業手当に相当する退職手当支給申請書、再就職手当に相当する退職手当支給申請書、就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書、常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書、移転費に相当する退職手当支給申請書、求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書、求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書及び求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書の提出を受けたときは、受給資格証又は高年齢受給資格証に必要な事項を記入した上、返付しなければならない。

第18条 省略

附 則

- 1 省略

- 2 省略

様式第7号（第12条—第14条、第15条—第18条 関係） 省略

様式第9号（第12条、第15条の2 関係） 省略

様式第15号の5 省略

様式第15号の6 省略

様式第15号の7 省略

様式第18号の4 (第16条の2関係) 氏名・住所変更届

省略
省略 (高年齢・特例) 受給資格者氏名 ㊟
省略

注 省略

様式第18号の4 (第16条の2関係) 氏名・住所変更届

省略
省略 (高年齢_____) 受給資格者氏名 ㊟
省略

注 省略

第2条 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第15号の4の次に次の3様式を加える。

様式第15号の5 (第15条の3、第18条の2関係) 失業者の退職手当特例受給資格証

失業者の退職手当特例受給資格証

台帳
番号

年 月 日交付

年 月 日 求 職
申 込 み

特 例 受 給 資 格 者	氏 名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
	現住所					
退 職 事 由						
受 給 期 限 日		年 月 日				
待 期 満 了 年 月 日		年 月 日				
基本手当の日額		円				
年 月 日						
任命権者 印						

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第15号の6 (第15条の3関係) 失業者の退職手当特例受給資格証交付請求書

失業者の退職手当特例受給資格証交付請求書

年 月 日

任命権者 様

住 所
請求者
氏 名 ⑩

退 職 年 月 日	年 月 日
退 職 当 時 の 職 名	
本 籍 地	

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 請求者の氏名は、記名押印に代えて署名することができる。

様式第15号の7 (第15条の3関係) 特例一時金に相当する退職手当支給申請書

特例一時金に相当する退職手当支給申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
申請者
氏 名 ㊟

台 帳 番 号	第 号	退職年月日	年 月 日		
退職当時の属所		職 名			
求 職 申 込 日 年 月 日	年 月 日	待 期 日 数	日	給付日数	日

上記の者が次の期間失業していたことを証明する。

年 月 日

公共職業安定所長 ㊟

1 待期日数を必要とする者

(1) 退職の日の翌日以後求職の申込みをした日 (年 月 日) から 日間 (待期日数)

(2) 待期日数満了の日の翌日 (年 月 日) から支給期日 (年 月 日) まで 日間

2 待期日数を必要としない者

退職の日の翌日以後求職の申込みをした日 (年 月 日) から支給期日 (年 月 日) まで 日間

様式第20号の次に次の1様式を加える。

様式第20号の2 (第18条の2関係) 失業者の退職手当特例受給資格証再交付申請書

失業者の退職手当特例受給資格証再交付申請書

年 月 日

任命権者 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟

特例受給資格証台帳番号	第 号
特例受給資格証の交付日	年 月 日
退職当時の職名	
本 籍 地	
再 交 付 理 由	滅失 ・ 紛失 ・ 毀損

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 記名押印に代えて署名することができる。
- 3 「再交付理由」欄は、該当事項を○で囲むこと。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則附則第3項の規定は、令和2年5月1日以降に退職した者について適用する。